

正

平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名
被 告 国

準備書面（3）

2019年 / 月 22 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

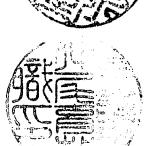
弁護士 近藤 博徳

弁護士 植名 基晴

弁護士 富増 四季

弁護士 仲晃 生

弁護士 仲尾 育哉



目次

第1 はじめに	5
第2 法11条1項の立法目的その1－「国籍変更の自由の保障」	6
1 法11条1項の2つの立法目的	6
2 法11条1項が想定する「国籍変更の自由」の具体的な内容について	6
(1) 被告の主張	6
(2) 立法の沿革その1－旧国籍法20条	7
(3) 立法の沿革その2－現行国籍法8条（現行11条1項）	8
(4) 「国籍変更の自由の保障」の具体的な内容は「国籍離脱の自由の保障」であること	11
(5) 小括	13
(6) 法11条1項は国籍変更の「自由」を保障する規定ではないこと	13
3 「国籍変更の自由の保障」に関する別個の見解	14
(1) はじめに	14
(2) 田代有嗣教授の見解について	15
(3) 法11条1項による「国籍変更の自由の保障」の意味	16
(4) 判例の見解	16
(5) 小括	17
4 「国籍変更の自由の保障」の対象とその手段としての法11条1項の射程範囲	17
(1) 憲法22条2項との関係	17
(2) 射程範囲の限定	18
(3) 具体的な適用場面を想定することが困難であること	20
5 「国籍変更の自由の保障」と「本人の意思に反する国籍喪失」とは無関係であること	20
(1) 本件訴訟と「国籍変更の自由の保障」との関係を検討する必要性	21

(2) 「国籍変更の自由の保障」において最も重要な要素	21
(3) 「国籍変更の自由の保障」と本人の意思に反した国籍喪失との関係	21
6 本件に関しては無関係な効用（立法目的）であること	22
(1) 本件原告らの意思との関係	22
(2) 原告らが帰化した（帰化しようとしている）国の国籍法制との関係	22
(3) 結論	23
第3 法11条1項の立法目的その2—複数国籍防止	23
1 国籍法における複数国籍防止政策の基本方針	23
2 「国籍変更の自由の保障」との関係	24
(1) 「国籍変更の自由の保障」が機能する場面での「複数国籍防止」の機能の有効性	24
(2) 「複数国籍防止」が機能する場面での「国籍変更の自由」の保障の有無	25
(3) 「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍防止」とは全く無関係であること	25
(4) 両者の目的は相反するものであること	26
(5) 2つの立法目的を相互補完的に論じることは誤りであること	26
(6) 被告の認識の誤り	26
3 日本国籍喪失の根拠—本人の意思との関係	27
(1) 国籍喪失の根拠を本人の意思に求める見解	27
(2) かかる見解の誤り	27
(3) 国籍離脱の意思を擬制する見解	30
(4) 国籍離脱意思を擬制する見解の誤り	30
(5) 本人の意思に反する国籍喪失の根拠は「複数国籍防止」である	31
(6) 本人の離脱意思を擬制する見解の思惑	32
4 本人の意思に反して日本国籍を喪失させる必要性の有無	32

(1) はじめに	32
(2) 国籍離脱意思ないしその擬制を根拠とする見解	33
(3) 「複数国籍による利益は保護に値しない」との見解	33
(4) 当然取得による複数国籍との対比	34
(5) 結論－本人の意思に反する国籍喪失の必要性は見いだし得ない	35

第1 はじめに

原告らは、準備書面1において、以下の点を論じた。

①複数国籍の不可避的発生

「主権尊重の原則」のもとでは複数国籍の発生は不可避である（7頁～16頁「第1」）。

②複数国籍防止の要請の低下

複数国籍による弊害のおそれとされている現象は複数国籍防止以外の方法によって回避でき、また従来想定されていたような深刻かつ重大な事態をもたらさないことが認識され、国際社会における複数国籍防止の要請は低下してきた（16頁～24頁、第2. 1）。

③複数国籍肯定国・防止緩和国

他方で複数国籍のメリットも認識されるようになり、複数国籍防止を緩和したり、さらに積極的に複数国籍を肯定する立法措置を探る国が見られるようになった（24頁～25頁 第2. 2、同3）

④複数国籍防止・肯定は各国の立法政策

複数国籍防止に向けた各国の法制度の目的や手段、複数国籍防止あるいは肯定の度合いは各国の立法政策により様々であり、日本も同様である（25頁～30頁第3）。

⑤国籍法の複数国籍関連規定の基本方針

国籍法の複数国籍に関する規定を通覧すると、国籍法は一定範囲で複数国籍防止の方針を採用しつつ、複数国籍の防止・解消は本人の意思に基づいて行われるべきである、という基本方針に立っていることが分かる（31頁～42頁 第4. 1～4）。

⑥国籍法11条1項の異質性

これに対して国籍法11条1項は日本国籍の離脱に向けた本人の意思によるところなく日本国籍を喪失させる制度であり異質である（42頁～45頁 第4. 5）。

以上の①ないし⑥を踏まえ、本書面において、国籍法11条1項について、その立法目的を検討し、同条項が本人の意思に反して日本国籍を喪失させる必要性がないことを示す。（以下、国籍法を単に「法」と略すことがある。）

第2 法11条1項の立法目的その1－「国籍変更の自由の保障」

1 法11条1項の2つの立法目的

被告は、国籍法11条1項の立法目的を、①国籍変更の自由の保障、及び②複数国籍防止、の2点であるとする（答弁書37頁）。また、国籍法に関する文献においても、この2つの立法目的が示されることがある（例えば乙2・263頁）。

そこで、まず本項では①の「国籍変更の自由の保障」という立法目的の具体的な内容と、法11条1項が定める要件との具体的な関係を検討する。そして次項では②の「複数国籍防止」という立法目的の具体的な内容と、法11条1項が定める要件との具体的な関係を検討する。

2 法11条1項が想定する「国籍変更の自由」の具体的な内容について

（1）被告の主張

被告は答弁書において、「国籍法11条1項…の立法目的は、①国籍変更の自由を認める…ことにある」と主張する。またそこで引用する甲21・3頁の第1段において、改正前現行法8条（現11条1項）の趣旨について「国籍変更の自由を認める」と述べている¹。

しかしながら、「国籍変更の自由の保障」が法11条1項の立法目的と言うに足りる具体的な内容を有するものであるのか、または国籍変更の自由の保障のために法11条1項が設けられたと言えるのか、疑問がある。

なお、以下の立法の沿革に関する記述においては、1899（明治32）年制

¹ ただし、同じく答弁書で被告が引用する乙2・363頁では、法11条1項の立法趣旨として「国籍離脱の自由の実現と国籍の積極的抵触の防止を目的としたもの」と説明されており、「国籍変更の自由」に関する言及はない。

定の旧国籍法の規定を「旧法〇条」、昭和25年制定時の現行国籍法の規定を「新法〇条」と表示し、現行法の制定時の条文の番号が現在と異なっている場合にはその後ろに「(現行〇条)」と表記する。

(2) 立法の沿革その1—旧国籍法20条

法11条1項は旧国籍法20条の「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ」という規定が昭和25年の現行法制定時にほぼそのままの文言で引き継がれて新法8条となり、1984（昭和59）年の改正時に条文の文言はそのままに現行11条1項とされたものである。

そこでまず旧法20条当時の立法趣旨について検討すると、同条の提案理由は、「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ國籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス國籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」

（甲17、民法修正案理由書附法例修正案國籍法案不動産登記法案各理由書66～67頁、1898（明治31）年とされていた。つまり旧法20条は、「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者」は「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ國籍ニ入ル者」であり、そのような者を「強ヒテ日本人ト為シ置ク」ことをしても「日本ニ益」はないばかりか、複数国籍による弊害のおそれもあることから、その日本国籍を自動的に消滅させよう、というものであった。この旧法20条の提案理由の中には、「国籍変更の自由の保障」という意図は皆無である。

明治憲法下の旧国籍法においては、国民の自由な国籍離脱はそもそも認められていなかった（旧法20条の3（日本国籍の離脱に内務大臣の許可を要する）、同24条1項（満17歳以上の男子は兵役に服した後か兵役に服す義務がない場合でなければ、日本国籍を失わない）、同24条2項（文武の官職にある者はその官職を失った後でなければ日本国籍を失わない）など）。このことを考えれば、旧法20条が国籍変更の自由の保障をその立法目的としていなかったことは当然といえる。

したがって、1950（昭和25）年に制定された新法8条の規定が、旧法20条の「国籍変更の自由の保障」という立法目的を継承した、ということはあり得ない。

（3）立法の沿革その2－現行国籍法8条（現行11条1項）

ア 1950（昭和25）年当時の国会議事録によると、現行国籍法の制定に際し、国会において政府委員からの趣旨説明や質疑応答が行われた会議とその内容は、以下の通りである。

① 4月4日 衆議院法務委員会（議事録19号・甲51）

10頁第2段末尾から新国籍法案について「現行法と異なる点の概要」として第一点乃至第五点を説明、この中には旧法20条（新法8条）に関する説明はなく、「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と説明。

② 4月4日 参議院法務委員会（議事録19号・甲52）

9頁第1段から新国籍法案について「現行法と異なる点の概要」として第一点乃至第五点を説明、この中には旧法20条（新法8条）に関する説明はなく、「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と説明。

③ 4月5日 衆議院法務委員会（議事録20号・甲21）

「国籍法案につきまして逐条的に御説明いたします。」として新法1条から説明を行い、この中で新法8条について3頁第1段で「第八条は、国籍変更の自由を認めるとともに、国籍の抵触を防止することを目的とする規定であつて、現行法第二十条の規定をそのまま踏襲したものであります。」とのみ説明している。

④ 4月10日 衆議院法務委員会（議事録24号・甲53）

議員からの個別の質問に対して政府委員が答弁しているが、その中には新法

8条に関する質疑応答はない。

⑤ 4月12日 衆議院法務委員会（議事録26号・甲54）

国籍法案に関する質疑応答はなく、法案の採決がなされた。

⑥ 4月19日 参議院法務委員会（議事録27号・甲22）

5頁第5段以降で国籍法案に関する個別の事項に関する説明が行われております、7頁第3段で新法8条に関する言及があるが、これは「国籍変更の自由の保障」とは関係がない。その他、8頁第1段末尾で、政府委員が「第八条の場合は外国の国籍を持たない日本国民、日本の国籍だけを持っておる者がその志望によって主として帰化する場合であります、自己の志望によって外国の国籍を取得した場合におきましては、当然に日本の国籍を失うというのが第八条であります。」と答弁しているが、その趣旨に関する説明は特にない。

⑦ 4月21日 参議院法務委員会（議事録29号・甲55）

4頁第5段以降において議員の質疑とそれに対する政府委員の答弁が掲載されているが、そこでは新法8条に関する質疑応答はない。

⑧ 4月24日 参議院法務委員会（議事録30号・甲56）

1頁第4段で「日本人が他の国に帰化しようとするときはどういうことになりますか。」との議員の質疑に対し、政府委員が「日本人が外国に帰化しようとする場合に第八条によりまして「自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と言うことになっておりますので、やはり二重国籍は防がれことになるのであります。」と答弁し、新法8条による複数国籍防止について質疑応答がなされている。その後も憲法22条2項、新法10条の国籍離脱に関する規定、新法4条5号の帰化における原国籍離脱要件に関する規定、の関係に関する質疑応答がなされている。

イ 以上の通り、1950（昭和25）年の現行法制定に際して、政府委員による新法8条（現行11条1項）の立法趣旨の説明において「国籍変更の自由の保障」への言及があったのは、③の4月5日の衆議院法務委員会における趣旨

説明の1回のみであり、しかもその際の説明も「国籍変更の自由を認めるとともに」の一言のみであり、その具体的な内容について全く言及されていない。

他方、4月4日の衆議院法務委員会（甲51）及び参議院法務委員会（甲52）の各答弁では、新法8条（現行11条）が旧法20条の趣旨を踏襲している旨を述べている。然るに前述の通り、旧法20条には「国籍変更の自由の保障」という立法趣旨が存在しなかったことは明らかであるから、これらの答弁が新法8条（現行11条1項）が「国籍変更の自由の保障」という立法目的を旧法20条から踏襲しているとの趣旨ではないことは明らかである。

ウ 結局、新法8条における「国籍変更の自由の保障」は旧法20条の規定に対して新法において初めて盛り込まれた新たな立法目的であるにもかかわらず、そのことに関する説明は議事録を見る限り皆無であり、「国籍変更の自由」への言及すらたった1回しかないのである。

エ なお、国籍変更の自由の保障については、後述の通り、田代有嗣の文献（甲57）において「このような場合に8条（現行11条1項）によって国籍離脱の自由が保障される場合がある」として論述がなされている。

しかしこの文献が公刊されたのは現行法制定から20年以上経過した1974（昭和49）年であり、しかも上記の論述部分には現行法制定時の立法趣旨説明に関するいかなる国会答弁や文献の引用もなく、この田代論文以前に新法8条（現行11条1項）に関しこのような見解が示された様子は皆無である。さらに、田代論文に記載された説明は、後述する通り相当程度に複雑かつ専門的であり、国籍法について相応に詳しい知識を有する者でなければ直ちに理解することは容易ではないと考えられる（その理解のために帰化制度における原国籍離脱要件及び国籍離脱手続の正確な理解が必要である）が、国會議員の全てがそのような知識を当然に有していたとは考えがたく、したがって「周知のことであるから国会の審議での説明を省略した」とも考えられない。

このように考えると、田代論文の内容は、それ自体確かに新法8条（現行1

1条1項)の効用ではあるが、それはあくまで後から判明した効用であり、新法8条を新設した1950(昭和25)年当時に同条の立法目的として認識され企図されていたものとは考えられない。

(4) 「国籍変更の自由の保障」の具体的な内容は「国籍離脱の自由の保障」であること

ア 国籍の変更とは、外国籍を取得し、日本国籍を離脱することであり、「外国籍の取得」と「日本国籍の離脱」の2つの局面を有する。被告が現行11条1項の立法目的として「国籍変更の自由の保障」とするのも、同条項が外国籍を取得し日本国籍を喪失するという場面、すなわち国籍の変更の場面について規定するとの認識に基づくものと解される。

そして、国籍変更の自由とは、この外国籍の取得と日本国籍の離脱の双方において自由であることを意味し、「国籍変更の自由の保障」とは、この双方の局面における自由が保障されることを意味する。

ところで、上記の2つの局面のうち「外国籍の取得の自由」についてみると、ある国(例えば日本)の国籍法が外国の国籍取得を禁止・制限することは不可能である。仮にそのような規定を設けたとしても、国民がこれに違反して外国の法律に基づき当該外国の国籍を取得してしまえば、元の国籍国(日本)がこの外国籍取得を阻止したり取得した外国籍を剥奪することはできないからである(主権尊重の原則)。

このように、国籍変更における上記の2つの局面のうち、「外国籍の取得」を制限することはそもそも不可能であるから、日本の国籍法において「外国籍の取得の自由の保障」を目的とした法の定めを設ける必要性はない。したがって、日本の国籍法の解釈において「国籍変更の自由の保障」を考えるとき、それは、「日本国籍からの離脱の自由」に他ならない。

イ この国籍離脱の自由は、前述の通り旧国籍法下では認められておらず、現行

国籍法において初めて認められたものであり、国籍法制における大転換の一つである。しかも単なる立法政策の一つとして導入されたものではなく、憲法22条2項による国籍離脱の自由の保障を受けて、この保障を具体化するための実施規定として導入されたものである。

このように従来の国籍法制に存在しなかった全く新規な制度であることや、それが憲法の具体的な規定に直接の根拠を有する制度であることを考えれば、1950（昭和25）年の現行法制定時に、制度趣旨や必要性などについて具体的な説明があるはずである（実際、昭和25年4月4日の衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の各答弁では、旧法から新法への変更点として国籍離脱に関する規定への言及があり（甲51・10頁第3段、甲52・9頁第1段）、1950（昭和25）年4月5日の衆議院法務委員会での答弁でも、国籍離脱の手続きを規定した新法10条について詳細な説明がなされている（甲21・3頁第2段））。

しかも、国籍離脱の手続については新法10条（現行13条）で直接かつ明確に規定されており、一見する限りこの規定によって憲法22条2項が保障する国籍離脱の自由は十分に具体化していると思われるのに、さらに新法8条（現行11条1項）によって国籍変更の自由（の一部をなす日本国籍離脱の自由）を保障する必要があるというのであるならば、その必要性、つまり新法10条とは異なる新法8条の役割について、別途に説明が必要なはずである。

ウ しかるに、上述の通り、現行国籍法制定時の国会の答弁において、国は新法8条（現行11条1項）の立法趣旨について、わずかに一度だけ、「国籍変更の自由を認めるとともに」と述べたのみで、その余は旧法20条の趣旨をそのまま踏襲する旨答弁し、新法8条が企図するとされる国籍変更の自由の保障の具体的な内容、及び新法10条とは異なる同条固有の「国籍離脱の自由の保障」の機能について、全く説明がなされていないのは、非常に不自然、不合理である。

(5) 小括

旧法20条は、自分の意思で外国籍を取得した者は、いわば自分の意思で日本を出て外国に行った者であるから、そのような者に日本国籍を持たせておいても国家にとって何の益もない、という排除の考えに基づいていたことは、前述した旧法制定当時の趣旨理由を読めば明らかである。

しかし現行憲法下で制定された新国籍法に旧法20条の規定をそのまま踏襲するにあたり、上記のようなあからさまな排除の論理をもって説明することはとうてい容認されえなかつたものと推測される。そのため、あたかも自己の意思で外国籍を取得した者は当然に日本国籍からの離脱を希望しているかのように論じ、その者がわざわざ日本国籍離脱の手続を執らずとも、自動的に日本国籍から離脱でき、日本国籍から外国籍への移動すなわち国籍の変更を円滑に行うことができ、本人の利益に資するものであるかのように論じ、これを「国籍変更の自由の保障」と説明したものであると考えられる。

しかしながら、このような説明は、自己の志望によって外国籍を取得した者の日本国籍をその者の意思に関わらず喪失させる、という同条項の強制の側面を糊塗するレトリックにすぎない。したがって、新法8条（現行11条1項）の趣旨説明にあたって衆議院でわずか一度言及されただけの「国籍変更の自由の保障」とは、それ自体として何ら立法目的としての具体的な内容を有するものではないと言わざるを得ない。

(6) 法11条1項は国籍変更の「自由」を保障する規定ではないこと

前述の通り、国籍変更の自由とは、外国籍の取得と日本国籍の離脱の双方において自由であることを意味する。ここでいう「自由」とは、敢えて論じるまでもなく、「他者からの強制・拘束・支配などを受けないで、自らの意思や本性に従うこと、又はそのような状態」をいう。したがって、「日本国籍の離脱について

自由である」とは、「他者から強制されずに自らの意思で日本国籍を離脱すること」を意味する。

他方、法11条1項は、本人が外国籍を志望取得したときには、日本国籍を離脱する意思がなくても、その者の日本国籍を喪失させる規定である。そして後に詳述するように、この「本人に日本国籍離脱の意思がなくても国籍を喪失させる」ことは、法11条1項の本質的・中核的な要素である。このように、法11条1項は本人の自由意思による日本国籍離脱を保障するものではなく、「国籍変更の自由」の一要素である「日本国籍離脱の自由」の保障とは全く無関係である。のみならず、本人の意思を無視して強制的に日本国籍を喪失させるという点ではむしろ「国籍変更の自由の保障」と正反対の位置にあり、敢えていうならば、外国籍を志望取得した者の日本国籍をその者の意思に反して喪失させ、「国籍変更を強制する」規定である。

したがって、「国籍変更の自由」と法11条1項の内容とは全く整合しないのであり、「国籍変更の自由の保障」を強制的な国籍喪失をもたらす同条項の立法目的であるとするることは明らかに誤りである。

3 「国籍変更の自由の保障」に関する別個の見解

(1) はじめに

以上の通り、法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的は、現行法制定当時には何ら具体的な内容を有するものとして認識されていなかった。そればかりでなく、法11条1項が有する「本人の意思に反して日本国籍を喪失させる」という強制の側面を糊塗する役割を果たしていたとすら言いうものであり、欺瞞的とすらいうべきものである。

また、法11条1項は、本人に日本国籍を離脱する意思がない場合にも日本国籍を喪失させるものであり、国籍変更の自由を保障するものでないばかりか、むしろ国籍変更を強制する規定である。

(2) 田代有嗣教授の見解について

他方、上記を前提としつつ、既に触れたように、甲 57・田代有嗣・国籍法逐条解説（日本加除出版株）510頁～511頁が法11条1項の効用について論じているので、この点についての検討は必要である。

同文献は、以下のように論じている。なお、以下の論述は1984（昭和59）年の国籍法改正以前のものであり、論述中の法4条5項とは現行国籍法5条1項5号、法8条とは同じく11条1項に対応する。

「たとえば、日本国籍法は、日本国への帰化の条件として、帰化による二重国籍の発生を防止するために、日本へ帰化するには、その者が国籍を有しない無国籍者であるか、あるいは、その者が日本への帰化によって従前の国籍（原国籍）を喪失すべきことを定めている（法四⑤）。日本への帰化によって従前の国籍を失う場合というのは、その者の従前の本国の国籍法において、この日本国籍法八条のごとき規定がある場合を指すのである。つまり、ある国の者が、日本へ帰化しようとする場合には、その国の国籍法に、本条と同趣旨の規定が存在することが必要なのである。このことは、立場を変えてみると、日本人が外国へ帰化しようとする場合に、当該外国への帰化の条件として、日本国籍法四条五項のごとき二重国籍防止条件の定めがあるときは、本条の規定がなければその者は当該外国への帰化条件を充足できず、結局、帰化ができないことになるわけである。つまり、右のような場合に、本条の規定がないときは、日本国民の外国への帰化が法律的に不可能となるのである。憲法22条2項は、「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」と規定しているが、本条の規定を欠くことは結局、日本人の国籍離脱の自由を制限することになり、そうなっては憲法の精神にも反することになるであろう。したがって、本条は、そのような場合に、当該外国への帰化の道を塞ぐことがないようにして、日本国籍離脱の自由を保障したものでもあるのである。」

(3) 法11条1項による「国籍変更の自由の保障」の意味

上記論述は1984（昭和59）年国籍法改正以前のものであり、当時は現在の国籍法5条2項に相当する規定は国籍法には存在しなかった。そこで、同条項が存在する現行法の規定を踏まえて上記の理由付けを整理すれば、以下の通りとなる。

すなわち、日本人が外国に帰化を希望する場合で、当該外国が帰化の条件として帰化によって原国籍を離脱することを求めており（法5条1項5号に相当する要件を課している場合）、かつ「帰化によって原国籍を離脱できない場合には原国籍を離脱しないまま帰化を認める」という救済規定（法5条2項に相当する規定）がない場合、当該外国への帰化によって日本国籍を失うという仕組みがなければ、この者は当該外国に帰化することができない。しかしながら現行13条の国籍離脱の手続は、無国籍の発生防止の観点からその届出の時点で本人が外国籍を有していることが要件であると解されているため、同条によっては外国への帰化によって日本国籍を離脱することは手続上及び技術上不可能である。したがって、この者の日本国籍から当該外国籍への変更の自由を保障するためには、当該外国への帰化によって日本国籍を離脱する制度を設ける必要があるのであり、自己の志望による外国籍の取得を理由に外国籍の取得と同時に自動的に日本国籍を喪失させる法11条1項によって、初めてこの者の国籍離脱の自由が具体的に保障されることになる、というものである。

(4) 判例の見解

答弁書38頁で引用される東京地裁平成28年6月24日判決は、「国籍法11条1項…が設けられた趣旨は、①国籍離脱の自由を保障する憲法22条2項の規定を受けて、国籍離脱の自由の一場合として、自己の志望によって外国籍を取得する自由を認める必要があること、…にあると解される。…従前の国籍喪失を

帰化の条件とする国への帰化の途を塞がないようにして外国籍取得に途を確保するという点で、上記①の憲法の規定の趣旨にも沿うものということができる。」と判示する。この判示は、前述した 1950（昭和 25）年の現行国籍法制定時の新法 8 条（現行 11 条 1 項）に関する国会の質疑答弁の内容を踏まえた判断ではなく、したがって「国籍変更の自由の保障」を安易に法 11 条 1 項の立法目的と判示した点は誤りであると言わざるを得ないが、法 11 条 1 項が有する効用については、上記田代論文の見解と論旨を同じくするものである。

（5）小括

以上の通り、田代論文が指摘するところの内容は、これが 1930（昭和 25）年現行国籍法制定時に当時の法 8 条の立法目的として認識されていたとは言い難いが、法 11 条 1 項の効用としては皆無ではないと解され、また裁判例もこれを法 11 条 1 項の立法目的としている（但しその判断が立法過程の審議を踏まえたものではないことは上述の通り）。そこで、以下ではこれを法 11 条 1 項の「効用（立法目的）」として検討を加える。

4 「国籍変更の自由の保障」の対象とその手段としての法 11 条 1 項の射程範囲

（1）憲法 22 条 2 項との関係

田代論文が指摘する通り、日本人が帰化を希望する外国の帰化制度が、帰化によって、すなわち帰化と同時に原国籍の離脱を要件とし、かつ帰化と同時の国籍離脱が困難な場合に原国籍を離脱しないまま帰化を認める救済規定を設けていない場合には、法 11 条 1 項の適用によって初めてその者は日本国籍から当該外国籍に国籍変更をすることができる。

憲法 22 条 2 項が保障する国籍離脱の自由は、あくまで日本国籍の離脱について本人の意思以外に実質的な条件を付してはいけない、というものであり、外国

への帰化の条件整備まで要求するものとは解されず、その意味でこの効用（立法目的）が直接に憲法22条2項の要請に基づくものと言うことはできないと解される。しかし、この規定が存在しなければ認められなかつた外国への帰化が、この規定によって認められるようになるのであれば、それは国民の利益に資するものであり、また国籍変更の自由の保障をさらに進めるものということができる。

（2）射程範囲の限定

しかしながら、上記の説明からも明らかのように、この「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）が想定している場面は非常に限定的である。

言い換えれば、「国籍変更の自由」を保障する手段としての法11条1項が本来想定しているその固有の（他の規定によっては代替し得ない）適用範囲（いわば射程範囲）は、非常に限定的なものである。それは以下の条件が全て整った事案に限定される。

ア 本人が日本国籍を離脱し外国籍を取得することを希望する場合であること

法11条1項の効用（立法目的）は本人が日本国籍から外国籍への変更、すなわち日本国籍を離脱して外国籍を取得することを希望していることを前提としている。したがって、本人が日本国籍の離脱を希望していない場合は、そもそもこの効用（立法目的）が期待される場面ではなく、このような者への同条項の適用は、この「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）が予定するものではない。むしろ日本国籍からの離脱を希望しない者に対してこの効用（立法目的）を機能させるために本条項を適用することは許されない。

イ 当該外国の国籍法制において国籍取得と同時に原国籍を離脱することを要件としていること

（ア）例えば、韓国国籍法5条は原国籍の離脱を帰化の要件としていない（乙7）。このような国への帰化の場合、そもそも帰化と同時に日本国籍を離脱しなくても帰化は認められる（日本国籍からの離脱を希望するならば帰化後に法13条

により離脱をすれば足りる）。したがって、相手国の帰化制度が原国籍離脱要件を設けていない場合には、法11条1項が存在しなくても国籍変更の自由は保障されるから、法1条1項の固有の役割はない。

(イ) また、自己の志望による外国籍の取得は帰化の場合に限られない。

例えば、国籍法3条1項（認知された者による国籍取得）や法17条1項（国籍再取得）による日本国籍の取得は、いわゆる志望取得に該当するものであるが、これらは帰化手続ではなく、国籍取得と同時に原国籍を離脱することは求められていない。

また、自国民の子が外国で出生し外国籍を取得した場合の自国籍の付与について、日本の国籍法は出生時に日本国籍を取得するとしつつ（法2条1号）、所定の期間内に国籍留保の意思表示をしない場合には出生時に遡って日本国籍を喪失させる（法12条）が、外国の国籍法制の中には出生時には自国籍を付与せず、その代わりに登録や申請による帰化など簡易な手続による国籍取得を認める制度の国も存在する（例えばロシア国籍法14条2項a号・甲58）。この手続の際にも原国籍の離脱を求められない場合が少なくない。これらの場合にも、法11条1項によらずとも国籍変更の自由は保障されるから、法11条1項の固有の役割はない。

ウ 帰化と同時に原国籍の離脱ができない場合は原国籍を離脱しないで帰化を許可する旨の救済規定が存在しないこと

例えば法5条2項は、「法務大臣は、外国人がその意思に関わらずその国籍を失うことができない場合…は、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」と規定し、外国への帰化と同時に原国籍を離脱することができない法制の国の国民の帰化も、同項の適用によって認めている。平成29年度の国別帰化許可人数が第3位のフィリピン（308人）及び第4位のブラジル（307人）は、いずれも外国への帰化と同時に国籍を離脱することができない国であり、両国の国民の帰化は法5条2項の適用

によって認められたものである。

このように、当該外国が原国籍離脱要件の除外規定を設けている場合もまた、法11条1項によらずとも国籍変更の自由は保障されるから、法11条1項の固有の役割はない。

(3) 具体的な適用場面を想定することが困難であること

以上述べたとおり、法11条1項のこの効用（立法目的）が機能することを期待して同条項を適用することが許容され、かつ求められるのは、上記ア乃至ウの条件が全て揃った場面である。

しかしながら、この3条件が全て揃う場面がどの程度あるのか、特にイ及びウに該当する帰化制度を有する国籍法制の国が具体的にどのくらいあるのか、は不明であり、この効用（立法目的）を支える立法事実の存否は不明である。

たとえば、1936（昭和11）に世界各国の国籍法制を紹介し検討した甲36は、当時、「各國の立法例に於ては必ずしも之（原告ら代理人註：自國への帰化と同時に旧国籍を喪失すべきこと。）を一要件として居らぬ」と分析し、同書で分析された34か国中、自國への帰化と同時に旧国籍を喪失すべきとする法律を有していた国はルーマニアのみであった（313頁乃至314頁）。ルーマニアは日系移民の送り出し先となつたこともなく、同国への「国籍変更の自由」を保障するために現11条1項を設けるべき要請は、立法當時、皆無に近かつたと推測される。

そして、上記ア乃至ウの条件に該当しない者に法11条1項を適用してその日本国籍を喪失させることは、少なくとも「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）とは無関係であり、許されないものと言うべきである。

5 「国籍変更の自由の保障」と「本人の意思に反する国籍喪失」とは無関

係であること

(1) 本件訴訟と「国籍変更の自由の保障」との関係を検討する必要性

本件は、原告らに日本国籍離脱の意思がないにもかかわらず法11条1項により日本国籍を喪失させることの妥当性を問う訴訟である。したがって、「国籍変更の自由の保障」という立法目的と「本人の意思に反する国籍喪失」との関係についても検討する必要がある。

(2) 「国籍変更の自由の保障」において最も重要な要素

「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）が期待される制度として法11条1項を見た場合、その最も重要な点が、「外国への帰化と同時に日本国籍を喪失させる」という効果にあることは、上述したところから明らかである。国籍離脱の手続きを定めた法13条によっては外国への帰化と同時に日本国籍を離脱することができないからこそ、外国籍の取得と同時に日本国籍を喪失させる法11条1項が「国籍変更の自由の保障」のために有効であるとされるのである。

(3) 「国籍変更の自由の保障」と本人の意思に反した国籍喪失との関係

他方、「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）を実現するために、本人の意思に反して日本国籍を喪失させることは全く必要ではない。そもそも、日本国籍を離脱して外国籍を取得するというのは本人の積極的な意思に基づく行為であるから、本人の意思に反して日本国籍を喪失させるという事態は本来生じ得ないはずである。

ある者が外国に帰化しようとするとき、当該外国に帰化する条件として帰化と同時に日本国籍を離脱しなければならないか、帰化が認められた後に日本国籍を離脱すれば足りるか、それとも日本国籍を離脱する必要はないのか、は帰化手続の際に当該外国当局から説明されたり、あるいは自ら調べて判明するであろう。その結果、日本国籍を離脱しなければならないことが判明したときには、日本国

籍の離脱を決断するか、帰化を断念するか自ら判断することになる。どちらの選択をするにせよ、日本国籍の存廃については本人自らが選択し決定するのであり、本人の知らないうちに日本国籍を離脱させることが必要な場面は生じ得ない。

このように、「国籍変更の自由の保障」という法11条1項の効用（立法目的）を機能させるためには、「本人が国籍離脱の意思を有していないのに日本国籍を喪失させる」ことは全く不要である。

6 本件に関しては無関係な効用（立法目的）であること

（1）本件原告らの意思との関係

本件原告らは、外国に帰化し、あるいはこれから帰化することを希望する反面、日本国籍からの離脱を希望していない。したがって、本件は、「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）が機能することが期待される場面、すなわち「日本国籍を離脱し外国籍を取得する」という場面ではない。

（2）原告らが帰化した（帰化しようとしている）国の国籍法制との関係

また、本件原告らが帰化し、あるいは帰化しようとしている国の帰化制度は、いずれも原国籍の離脱を要件としていない（あるいは、少なくとも帰化と同時に原国籍の離脱を要件としていない）。

すなわち、スイス国籍法及びフランス民法は、帰化に際し原国籍の離脱ないし喪失を要件としておらず、原国籍を保持したままスイス国籍あるいはフランス国籍を取得し、その結果原国籍とスイス国籍あるいはフランス国籍の複数国籍となることを容認している（スイスについて甲59の1、甲59の2、甲59の3の1、甲59の3の2。フランスについて甲60の1。なお甲37・313頁乃至314頁によれば、1930年代においても「帰化と同時に原国籍の離脱を要件とする規定」はなかったようである）。

また、リヒテンシュタイン国籍法は、原国籍国が帰化と同時にその国籍を喪失できない法制であることを立証することで、原国籍を失わずに帰化することを認めている（甲61の1、甲61の2）。

したがって、原告らがこれらの国に帰化するために日本国籍を離脱させる必要はない。

（3）結論

このように、本件原告らの各事案はそもそもこの立法目的の射程外にあるのであり、この立法目的によって本件原告らへの法11条1項の適用の合理性を説明することはできない。

第3 法11条1項の立法目的その2—複数国籍防止

1 国籍法における複数国籍防止政策の基本方針

次に、法11条1項のもう1つの立法目的である「複数国籍の防止」について検討する。

国籍法は複数国籍の防止乃至解消に向けた制度を設けている。その観点から見れば、複数国籍防止という法11条1項の立法目的が国籍法の立法政策から明らかに逸脱しているとは言えない。

しかしながら、原告ら準備書面（1）第3（25頁以下）で述べた通り、複数国籍防止の考え方やその具体的な制度は各国の国籍法制において様々な立法政策が存在しており、「複数国籍防止制度」という各国共通のメニューがあるわけではないし、「これがあるべき重国籍防止である」と一律に論じることもできない。

そして、これも原告ら準備書面（1）第4（31頁以下）で詳しく述べた通り、日本の国籍法における複数国籍の防止・解消に向けた諸制度は、本人の意思を尊重しつつ重国籍を解消していくことを基本方針としている。これは、1984（昭和59）年の法改正の際に父母両系血統主義の採用をはじめとして複数国籍の広範

な発生を容認する方向でいくつもの制度が導入・創設され、あるいは改正されたのと合わせて、増加することが予測される複数国籍への対処方法として導入された複数国籍防止・解消のための諸制度に共通する考え方である。そして同時期に導入された選択催告制度（法15条）も、この考え方によつてその後の運用は控えられている。

これに対して、法11条1項（1984年改正以前から存在した）が日本国籍離脱に向けられた本人の意思なくして日本国籍を喪失させる制度であり、上記の基本方針と異なった方向性を有する制度であることも、既に指摘したとおりである。

2 「国籍変更の自由の保障」との関係

この「複数国籍防止」という立法目的と、先に検討した「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）とはどのような関係にあるのか。

（1）「国籍変更の自由の保障」が機能する場面での「複数国籍防止」の機能の有効性

前述したとおり、法11条1項の「国籍変更の自由の保障」の効用とは、ある者が外国への帰化を希望する場合において、その国が帰化と同時に原国籍の離脱を要件としており、かつ原国籍国の法律によって帰化と同時に原国籍を離脱することができない場合の救済規定（原国籍離脱義務を免除する規定）を設けていない場合に、当該国への帰化と同時に原国籍である日本国籍を自動的に喪失させることによって、その者の日本国籍から当該外国籍への国籍の変更の機会を確保する、という内容である。ここでは日本国籍を離脱し外国籍を取得することが想定されており、二重国籍となることは予定されていない。むしろ、上記のような外国の制度は複数国籍の発生の防止を目的とするものであり、その複数国籍防止政策によって日本国籍から当該外国籍への移行が困難となつてゐるのを救済するのが法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）の機能である。このように、「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）が機能す

ることが予定されている法11条1項の適用場面においては、当該外国法によつて既に複数国籍防止が実現されているのであるから、法11条1項についてさらに複数国籍防止という目的が機能する余地は全くない。

(2) 「複数国籍防止」が機能する場面での「国籍変更の自由」の保障の有無

他方、「複数国籍防止」という立法目的は、法11条1項がなければ日本国籍を保持したまま外国籍を取得して複数国籍となる場面において、これを防止するために日本国籍を喪失させるものである。つまり、「日本国籍を保持したい」という本人の意思に反しても日本国籍を喪失させて外国籍のみの单一国籍者とするものであり、「国籍変更の自由の保障」が想定する場面との対比で言えば、強制的に国籍変更をさせるもの、ということができる。

(3) 「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍防止」とは全く無関係であること

このように、「国籍変更の自由の保障」とは法11条1項の適用によって「日本国籍を離脱して外国籍を取得する」という本人の希望を実現させるものであるのに対し、「複数国籍防止」という立法目的は法11条1項の適用によって「日本国籍を保持したまま外国籍を取得したい」という本人の意思に反して日本国籍を喪失させるものである。両者は、「外国籍の取得と共に日本国籍を喪失させる」というその法適用の効果は当然に同じであるものの、その適用を予定する場面は全く異なっている。

言い換えるならば、「自己の志望によって外国の国籍を取得したときは自動的に日本の国籍を喪失する」という手続を共用しているものの、「国籍変更の自由の保障」のための法11条1項と、「複数国籍防止」のための法11条1項は、全く異なる事案を想定した、異なる制度であり、両者の間には何の関係性もない。

(4) 両者の目的は相反するものであること

のみならず、法11条1項は「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）が想定する場面においては国籍変更を促す作用を有する一方で、それ以外の場面においては、間接的に外国籍の取得を抑制する機能を有するものである。すなわち、日本国籍を保持しつつ外国籍の取得を希望している者にとっては、法11条1項の存在によって、原国籍の保持をあきらめて外国籍を取得するか、外国籍の取得を断念するかの二者択一を迫られることになる。このように、これらの者の外国籍取得は間接的に制限されることになるのであり、正反対の機能を有する。

(5) 2つの立法目的を相互補完的に論じることは誤りであること

したがって、「国籍変更の自由の保障」のために法11条1項を適用する場面において、「複数国籍防止」という立法目的が同時に現れることはないし、逆に「複数国籍防止」のために法11条1項を適用する場面において、その法適用が「国籍変更の自由の保障」にも資する、ということはないのである。

法11条1項に関する説明において、「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍防止」の2つが併記されることは当然としても、一方が他方の合理性の裏付けとなったり、あるいはこれを補完するという関係にはない。したがって、「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）の内容やその妥当性について検討する際に「複数国籍防止」という立法目的が根拠となることはあり得ないし、逆の場合も同様である。

(6) 被告の認識の誤り

被告は答弁書37頁で、「「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであり」と述べ、その主張の根拠とし

て「国籍変更の自由の保障」と「重国籍防止」を並列して論じている箇所があるが、このような主張は誤りである（この点については答弁書に対する認否反論において改めて詳細に主張する）。

3 日本国籍喪失の根拠－本人の意思との関係

（1）国籍喪失の根拠を本人の意思に求める見解

自己の志望によって外国籍を取得した場合に当然に日本国籍を喪失することの根拠について、それが本人の意思に基づくものであるかのような主張がなされることがある。

例えば、乙2・363頁は、「自己の志望によって外国の国籍を取得することは、反面当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきである」と論じており、答弁書においても「「自己の志望によって」外国籍を取得した者については、…当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的効果として日本の国籍を失うとしたものである。」と主張されている（37頁）。前出東京地裁平成28年6月24日判決が、「11条1項…が設けられた趣旨は、…②自己の志望により外国籍を取得したときは、二重国籍の発生を防止するためにも、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであ」るとする（答弁書38頁）のも同様の考え方である。

（2）かかる見解の誤り

しかし、外国籍取得の意思と日本国籍離脱の意思は同一のものではないし、また表裏の関係にもない。

ア 例えれば、法3条1項や法17条1項は外国籍者が自己の意思によって日本国籍を取得することを認める規定（いわゆる「志望取得」の規定）であるが、もし外国籍を取得する意思とそれまでの国籍を離脱する意思が同一あるいは表裏の関係にあるものであるならば、「これらの志望取得の規定によって日本国

籍を取得した者は当然に従前の国籍を離脱する意思がある」ことになるから、複数国籍防止の観点からは、これらの志望取得の規定によって日本国籍を取得しようとする者に対し、原国籍の離脱を要件として課すのが合理的であり、また本人の意思にも合致する、ということになるはずである。

しかしながら実際には、これらの志望取得の規定は日本国籍取得の条件として外国籍の離脱を求めていないのであり、そのことは、日本国籍取得の意思と原国籍離脱の意思が同一でも表裏の関係にもないことを、法が前提としているからである。

イ また、これらの規定によって日本国籍を取得し複数国籍者となった元外国人が、その後法14条による国籍選択を待たずに速やかに原国籍を離脱しているという事実も存在しない。

ウ さらに、「外国人が日本国籍を取得するときには原則として原国籍を離脱する意思を有しているとは言えないが、日本国民が外国籍を取得するときには原則として日本国籍を離脱する意思を有している」との見方も成り立つ得ない。

エ 甲28の2の国連調査結果によれば、2011年の時点で、「全政府の半数をやや超える53%が、在外国民が、二つ目の国籍を取得した場合にも、自国の国籍を何ら制約なく保有することを認めており、その他の19%が、外国への移民が旧来の国籍を維持することを認めて」いるとされており、72%以上の国で、「外国籍取得意思」＝「自国籍離脱意思」とは考えられていない。

オ また、合衆国の判例 *Vance v. Terrazas*, 444 U.S. 252 (1980) は以下のようない判断を示している（甲62の1、甲62の2）。

【事案】

メキシコと合衆国の二重国籍者の Laurence Terrazas は、メキシコの大学に入学するため22歳でメキシコ国籍の証明を求め、その過程で合衆国市民権を放棄することを署名。しかし、後に放棄の意思はなかったとして米国籍を求めた。

【判決】

「1 (合衆国) 市民権の喪失を確立するうえで、政府は、外国国家への忠誠を誓うなどの国籍離脱行為が自発的に遂行されたことだけではなく、合衆国市民権を放棄する意図を証明しなければならない。議会は、市民権を放棄する意図を意味する彼の「同意」なしに、その意図が言葉によって表明されているか彼の行動から公正に推認されるものであるかにかかわらず、アメリカの市民権を奪い去る一般的な権限を持っていない。§ 349(a)に明記されている国籍離脱行為を、市民の不可欠な自発的同意の決定的証拠として扱うことはできない。最終的に、事実認定者は、その市民が法定の国籍離脱行為を自主的に行つただけでなく市民権の放棄をも意図していたとの結論に至らなければならない。」

判決は議会権限に基づく立法内容よりも個人の意思を重視し、その後、この判断は1986年移民法に反映され、さらに、国務省は、1990年に外国への帰化=国籍離脱の意思表明という前提を撤回し、1995年には、二重国籍の承認を宣言するに至った。

このように、外国籍取得の意思と原国籍離脱の意思は同一でも表裏の関係もないことは、国際的にも常識となっている。

カ 以上通り、「外国籍取得の意思があれば当然に原国籍離脱の意思もある」と考えるのは客観的事実に反すると共に、我々の社会通念にも反し、また国籍法が一般的に採用する立場でもない。

外国籍取得の意思と日本国籍離脱の意思を同一のものであるとか、若しくは表裏の関係にある、あるいはそのように考えるべきである、という考え方には、それ自体すでに「複数国籍は許されない」という発想が前提となっているのである。

(3) 国籍離脱の意思を擬制する見解

上記の論文や被告の主張、また裁判例の判示を見ると、客観的事実として外国籍取得の意思と日本国籍離脱の意思が同一ないし表裏の関係にある、というのではなく、外国籍取得の意思を有する者は日本国籍離脱の意思を有するものとみるべきである、という見解であるかのようにも見える。

乙2・263頁が「自己の志望によって外国の国籍を取得することは、反面当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきである」とし（傍点は原告ら訴訟代理人、以下同じ）、答弁書37頁が「「自己の志望によって」外国籍を取得した者については、…当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的効果として日本の国籍を失うとしたものである。」と主張し、前出東京地裁平成28年6月24日判決も「11条1項…が設けられた趣旨は、…②自己の志望により外国籍を取得したときは、二重国籍の発生を防止するためにも、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきである」と判示するのは、かかる趣旨であるとも解される。

これらの考えは、あくまでも日本国籍喪失の根拠を本人の意思に求めつつ、但し客観的事実として本人の国籍離脱の意思ありとするものではなく、いわば国籍離脱の意思を擬制するものと言ってよい。

(4) 国籍離脱意思を擬制する見解の誤り

ア しかしながら、元々日本国籍を離脱する意思を有しているとはいえない者について、何故に国籍離脱の意思ありと擬制する必要があるのか、については、これらの見解や判例は何も言及しておらず、被告も何ら主張をしていない。これらの見解や判例、被告の主張は、国籍離脱の意思ありと擬制すべきであり、それによって国籍喪失の合理性を根拠付けられるとしながら、擬制の必要性の根拠については複数国籍を防止解消する必要性を挙げるもののようにも解され、まさに循環論法に陥っているものと考えられる。

イ また、上記のような国籍離脱意思の擬制は、以下に述べるとおりその根拠を欠くものであり、失当である。

前述した、「国籍変更の自由の保障」という効用（立法目的）が有用性を發揮する限定された場面を除けば、外国籍を取得し日本国籍を離脱することを希望する者は、法11条1項によらずとも、まず外国籍を取得し、然る後に日本国籍を離脱すれば足りるのであり、わざわざ法11条1項を設ける必要も、同条により日本国籍を喪失させる必要もない。つまり本人に日本国籍を離脱する意思がある場合には、そもそも法11条1項は不要であり、その存在意義はない。

法11条1項の存在意義は、まさに本人に国籍離脱の意思がない場合に日本国籍を喪失させる点にある。つまり本人が国籍離脱の意思を有しないことが、法11条1項の存在意義の前提条件である。にもかかわらず、本人の国籍離脱の意思を擬制してそれを国籍喪失の根拠とするのは背理であり、その擬制の根拠を欠くものと言わざるを得ない。

なお、原告ら準備書面（1）第1. 3（7頁以下）でも論じたとおり、主権尊重の原則の下では個人が複数の国家から国籍を付与されることはむしろ通常の状態であり、複数国籍防止は（複数国籍による弊害のおそれを回避するために）この複数国籍を本人の意思に反してでも人為的に制限しようとするものである。このことから見ても、「国籍を一つにしようという意思を持つものとみるべきである」とするいわゆる離脱意思擬制論は合理性を有しないものである。

（5）本人の意思に反する国籍喪失の根拠は「複数国籍防止」である

法11条1項が日本国籍を喪失させることの根拠を、本人の国籍離脱の意思やその意思の擬制に求めることが誤りであることは、上記の通りである。

法11条1項が、本人に国籍離脱の意思がないにもかかわらず日本国籍を喪失

させるのは、端的に複数国籍防止のため、と理解するのが正しい。甲63・木棚照一・逐条註解国籍法（日本加除出版）338頁において「このような日本国籍喪失を認める最も大きな理由は、国籍单一の原則を実現するために重国籍の発生を防止することにある。」とし、同339頁において同項による日本国籍喪失の根拠を本人の意思に求める見解に反論し「本項による日本国籍の喪失は、むしろ志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果とみるべきであるから、個人の意思による外国国籍の喪失と区別すべきである。」と述べているのは、上記の理解にたつものである。

(6) 本人の離脱意思を擬制する見解の思惑

なお、このように法11条1項による国籍喪失の根拠を説明するに当たり、被告らが根拠のない意思の擬制をしてまで本人の国籍離脱の意思の存在を強弁しようとしているのは、同条項による国籍喪失も本人の意思に基づくものであるとして、上述した「本人の意思による複数国籍の解消」という国籍法の複数国籍防止制度の基本方針に沿った制度であるとの位置づけをしたい、という意図の表れと見ることができる。

4 本人の意思に反して日本国籍を喪失させる必要性の有無

(1) はじめに

原告ら準備書面（1）第4（31頁以下）で詳しく論じたとおり、現在の国籍法は複数国籍の防止・解消をその立法政策の一つとして掲げているが、その実現の方策として本人の意思に基づいて日本国籍若しくは外国籍を離脱することによって複数国籍を解消していく、という立場に立っている。そして複数国籍の解消を本人の意思に委ねる結果、複数国籍が最終的に解消されない事態が不可避的に生じることが当然に予測されるが、法はこれを容認している。そのため、法務省の推計によれば約90万人の日本国籍と外国籍の複数国籍者が存在する今日

の状態は、その規模や速度は別として、法が当然予期し容認してきた状態ということができる。

しかるに、法 11 条 1 項は、複数国籍防止の手段として本人の意思に反して日本国籍を喪失させるものであり、複数国籍防止解消のためのその他の制度と一線を画す、異質な制度である。

そこで、法 11 条 1 項が本人の意思に反して日本国籍を喪失させる必要性について検討する。

(2) 国籍離脱意思ないしその擬制を根拠とする見解

まず、「自分で外国籍を取得したのだから、その反面として日本国籍離脱の意思がある」との見解については、前述の通り、外国籍取得の意思が当然に日本国籍離脱の意思を伴うという関係にはないし、前者の意思から後者の意思を擬制することにも根拠がない。

また、もし仮に「自分で外国籍を取得したのだから、その反面として既存の国籍を離脱する意思がある」という見解が普遍的なものであるならば、それは外国人が日本国籍を志望取得する場合も同じであるはずであり、そのときには当然原国籍の離脱を求める（原国籍を離脱しなければ日本国籍の取得を認めない）こととなるはずである。しかしながら、法 3 条 1 項や 17 条 1 項、5 条 2 項がそのような条件を付していないことは前述の通りである。また外国籍を取得する意思と自国籍を離脱する意思が同一若しくは表裏の関係にはないことが国際的にも常識であることも、前述の通りである。そしてこの考え方は我々の通常の認識とも合致するものである。

(3) 「複数国籍による利益は保護に値しない」との見解

次に、「自ら複数国籍を取得した者の複数国籍保持の利益は保護に値しない」との見解についても、原告ら準備書面（1）第 2、1、（6）（21 頁乃至 23

頁)で言及したとおり、複数国籍者の国民としての地位及びその地位から生じる諸権利は各国の法律において保護されており、複数国籍者であるからその者の国民としての地位及び諸権利が保護されないという法律上の根拠は存在しない。

法3条1項、法17条1項、及び法5条2項によって日本国籍を取得して複数国籍となった者は、原国籍国で国民としての権利利益を享受したまま、日本国民として日本の法律に基づく権利利益を享受することを国籍法が認めているのであり、これらの規定からも「複数国籍の保持の利益は保護に値しない」との主張が法律上の根拠を有しないばかりでなく、法に反する考え方であることが明らかである。

(4) 当然取得による複数国籍との対比

法11条1項は、自己の志望によって外国の国籍を取得した者を対象とする。「自己の志望によって」との文言の解釈より、婚姻や認知、養子縁組といった身分行為など国籍取得そのものに向けられたものではない法律行為の付随的効果として、あるいは父母の帰化に伴い子が当然に国籍を取得する「随伴取得」(旧国籍法13条1項、15条1項など)のように本人の意思ではなく法の定めによって国籍を取得する、いわゆる当然取得は同項の対象ではなく、当然取得によって外国籍を取得した場合はそれによって日本国籍を喪失することはない、とされている。

しかしながら、複数国籍防止の要請は、当然ながら複数国籍となる原因が何であるかによって異なるものではない。志望取得によっても当然取得によっても、外国籍を取得した結果生じる複数国籍の状態には何ら違いはない。複数国籍による弊害のおそれの回避が複数国籍防止の理由であるならば、当然取得によって複数国籍となった場合であってもその弊害が生じるおそれに差異はない。また複数国籍の保持の利益は保護に値しないというのであれば、当然取得による複数国籍であっても保護の必要性はないはずである。にもかかわらず、なぜ法11条1項

は「自己の志望により外国の国籍を取得した者」に限定して日本国籍を喪失させるのか、このような扱いの差異の合理的根拠は見いだし難い。

(5) 結論－本人の意思に反する国籍喪失の必要性は見いだし得ない

以上の通り、外国籍を志望取得した者の日本国籍を、その者の意思に反して喪失させることの必要性を見出すことは困難である。

現行国籍法における、複数国籍の発生や発生の増大に関する条文（2条1号2号、3条1項、5条2項、17条1項）、複数国籍の発生防止に関する条文（12条）、及び複数国籍の解消に関する条文（11条2項、14条乃至16条）の大半は、1984（昭和59）年の法改正の際に新設・導入され、あるいは改正により制度が拡充されたものである。

この1984（昭和59）年法改正時の法の論理は、一般論として複数国籍を制限する方向は維持しつつ、しかし（1984年改正時点では）重大な弊害が顕在化したことではないから、強硬な手段による複数国籍の解消の必要性までは認められず、他方で国籍の変動について本人の意思を尊重することも重要であることから、そのバランスを取った結果として、本人の意思に基づきつつ複数国籍を解消していく、という現在の複数国籍の防止解消に関する規定が設けられ、またその考えに則って運用されている、と理解することができる。これが、1984（昭和59）年法改正の際に導入された、現行国籍法の複数国籍防止の要請と国籍自由の原則の要請との調整点である。

しかるに、法11条1項は1984（昭和59）年法改正以前より存在し、改定によって新たに導入された上記の諸制度との整合性を真剣に検討されることなく維持されたものであり、その結果、法11条1項は現行国籍法が採用する上記の複数国籍防止解消制度の基本姿勢とそぐわないものとなっているものと解される。

以 上